

車体の形状	構造要件	留意事項
電気作業車	<p>電気溶接作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気溶接機、溶接作業台を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 2 電気溶接作業を行う場所は、換気設備を有すること。 3 1の電気溶接機を作動させるための発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。 4 1及び3の設備は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 5 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。 6 電気溶接作業に必要な溶接棒及び工具を収納できる棚等を有すること。 7 1の設備の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5m^2以上の電気溶接作業用床面積を有し、かつ、当該床面から上方に1,600mm（当該作業場所及び1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。 8 物品積載設備を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気溶接作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・溶接の作業で使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。